

《単発・短期（30日以内）のお仕事を希望される皆様へ》

平成24年10月1日施行の改正労働者派遣法に基づいて、派遣での単発・短期のお仕事に関して、従来から一部変更点がございます。

その前に、当社におきましては、単発・短期のお仕事は大別して次の2種類がございます。

＜契約形態の違いによる2種類の人材サービス＞

◎人材派遣…当社と派遣先とで交わす派遣契約の期間を、派遣社員として勤務していただきます。

派遣期間中は当社が雇用元となり、期間中の給与は当社からお支払致します。

◎人材紹介…当社に寄せられた単発・短期の求人をご紹介するサービスで、短い期間ではありませんが、その求人先に就職をした形になります。

よって、給与は紹介先から皆様への直接お支払となります。

今回の法律の改正によって、変更が生じるのは人材派遣に関してのみで、人材紹介に関しては何ら影響はございません。これまでと同様のサービスを提供させていただきます。また、コールセンターでの業務など、一部のお仕事に関しては従来通りのご案内が可能です。

10月1日以降の単発・短期の派遣のお仕事

以下に掲げる条件に該当する方は、これまでと同様に単発の派遣のお仕事が可能となり、変更点はございません。

ア) 60歳以上の方

イ) 昼間学生（通信教育や定時制など一部の学生は除く）の方

ウ) 年収が500万以上あって、副業（アルバイトやパート）として勤務する方

エ) 世帯の収入が500万以上あって、主たる生計者ではない方

これらの方につきましては、法律の改正前と変わらず、単発・短期の派遣でのお仕事が可能です。ただし、ア)～エ) についての確認を個別にさせていただきますので、ご協力をお願い致します。